

規約	施行規則
<p>(チラシ等の表示による家電品の販売方法の基準)</p> <p>第9条 事業者は、チラシ等に表示する家電品を販売する場合には、原則として店内に展示して販売するものとする。ただし、取引通念上妥当な理由のある場合又はやむを得ない場合には、配送センター等に在庫して店内においては製造事業者、輸入総代理店等小売事業者以外の者（以下「製造事業者等」という。）が発行するカタログにより販売することができる。</p> <p>2 事業者は、チラシ等に表示する家電品を販売する場合には、店内に製造事業者等が発行するカタログを常備し、可能な限り当該家電品の機能、取扱い等の説明に万全を期するものとする。</p>	